

負担の均分化をめざして 市国保条例を一部改正

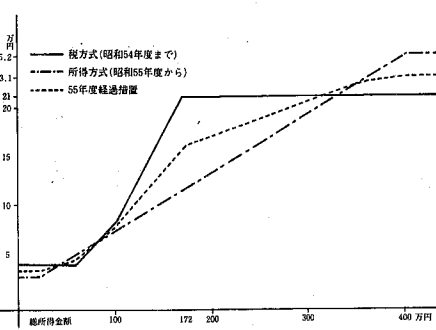
保険料の引き上げでは ありません

市は、国民健康保険料の負担の均分化を図るため、市国保条例の一部を改正し、今年度から実施します。

収入を現行のまま押さえ、

今回の改正は、保険料の総額内で負担の仕方を要するものです。

総所得段階別 標準世帯(3人)保険料



所得階級	税方式		所得方式	
	算出基礎	料率	算出基礎	料率
所得階級	市民税所得割額 588/100	—	課税標準所得 5,880	—
資産階級	固定資産税額 48/100	—	—	—
均等割	被保険者1人につき 6,900円	—	—	6,180円
平等割	1世帯につき 11,040円	—	—	8,340円
限度額	—	210,000円	—	352,000円

昭和55年に限って + + +

算定基礎を所得に ～資産割を廃止～



国民健康保険料の大きな割合を占めている所得割について、五十四年度までは市民税所得割額方式で算定した。五十五年度からは、所得割額が算出されることになり、

これまで、市民税額が均等割あるいは非課税の場合、保険料の所得割額はゼロでした。所得方式では、おむね二千円以内の上の総所得額に所得割額が算出されることになり、

修正申告の ご利用を

修正申告の しかた

暫定課税の保険料通知書をお世帯に郵送しましたので、修正申告をする場合は、通知書を受けた日から三十日以内に税の申告書の控えなど、昭和五十四年度の収入がわかる資料を添えて、市国民健康保険課へおいでください。

あなたの保険料を 計算してみませんか

保険料は、年額を六期に分けて納めていただきます。しかし、四月には、まだ今年度の保険料や前年の所得の確定額がわかりません。そこで、一期から三期までは、前年の税額や前年の確定所得を基礎にして、暫定的に半年分の保険料を納めていただきます。これが暫定賦課です。

十月になりましたと、今年度の税額や前年の確定所得を基礎にして一年分の保険料を計算し、これを確定賦課といいますが、そこから暫定課した額をひいて残りを四期から六期で納めていただきます。

保険料算出の計算例

○暫定賦課
【事例】被保険者3人 ○所得関係 世帯主(給与所得) 53年分総所得金額 120万円
120万円
54年度市民税所得額 12,000円
固定資産税額 5,000円
総所得金額 120万円 - 21万円 - 2万円 = 97万円

区分	54年度			55年度暫定賦課(経過措置)		
	算出基礎	料率	保険料	算出基礎	料率	保険料
所得階級	12,000円	588/100	70,560円	12,000円	588/100	70,560円
資産階級	5,000円	48/100	2,400円	5,000円	48/100	2,400円
均等割	1人につき6,900円×3人	—	20,700円	1人につき6,900円×3人	—	20,700円
平等割	1世帯につき 11,040円	—	11,040円	1世帯につき 8,340円	—	8,340円
合計	—	—	104,700円	—	—	104,700円
確定年額保険料	—	—	104,700円	暫定年額保険料	—	94,308円
暫定期間(4月～9月)の保険料	—	—	—	—	—	24,715円

○確定賦課

【事例】被保険者3人 ○所得関係 世帯主(給与所得) 55年分総所得金額 130万円
141,000円
55年度市民税所得額 14,100円
固定資産税額 5,000円
総所得金額 130万円 - 22万円 = 108万円

区分	55年度確定賦課(経過措置)			(所得方式)		
	算出基礎	料率	保険料	算出基礎	料率	保険料
所得階級	14,100円	588/100	82,908円	1,060,000円	5,880/100	62,328円
資産階級	5,000円	48/100	2,400円	—	—	—
均等割	1人につき6,900円×3人	—	20,700円	1人につき6,900円×3人	—	20,700円
平等割	1世帯につき 11,040円	—	11,040円	1世帯につき 8,340円	—	8,340円
合計	—	—	117,048円	—	—	89,208円
確定年額保険料	—	—	117,048円	—	—	103,128円
確定期間(10月～3月)の保険料	—	—	—	—	—	47,154円

賦課標準(基準総所得)とは

給与所得者...給与収入金額 - 給与所得控除 - 租増割増所得控除(収入金額の5%限度額2万円) - 市民税の基礎控除額(22万円)
事業所得者...収入金額 - 必要経費 - 純損失の繰越 - 市民税の基礎控除額
(給与所得と事業所得がある場合は合算します。また、年金は給与とみなします。)

通知書は 届きましたか

昭和五十五年年度の保険料の納入通知書(暫定賦課)を郵送しました。まだお手紙が届いていない世帯は市国民健康保険課へお問い合わせください。

なお、一期、二期、三期の納付書は、後日それぞれの納期に合わせて、各町内の国保協力委員が各世帯へお届けします。

酒 害 相 談

(東保健所会場)
日時 5月2・16日午後1時～3時
申し込み 電話で東保健所指導普及係(☎41-4111)へ

(西保健所会場)
日時 5月14・28日午後1時～3時
申し込み 電話で西保健所指導普及係(☎66-5171)へ

(石山地区保健センター会場)
日時 5月8・23日午後1時～3時
申し込み 電話で石山地区保健センター(☎86-4450)へ

健 康 相 談

月日	地区	会 場	時 間
5・2	坂井輪	新潟相互銀行小針支店	午後1時～3時
5・2	浜浜・新浜	北地区保健センター	午後10時～正午 午後1時～3時

離乳食講習会
日時 4月30日午後1時～3時半
会場 東保健所栄養指導室
対象者 生後4ヶ月に達した赤ちゃんをお持ちの母子手帳
持ち物 母子手帳

ママへの準備教室

内容 赤ちゃんの衣類の選び方・オムツのつくり方、赤ちゃんの世話のしかた、お風呂の入れ方実習
対象 55年8～9月分分娩予定の初産婦
持ち物 母子健康手帳、手ぶき用タオル、エプロン
(東保健所会場)
日時 5月9・30日午後1時半～3時半
定員 各20人
申し込み 電話で東保健所(☎41-4111)へ

(石山地区保健センター会場)
日時 5月6日午後1時半～3時半
定員 15人
申し込み 電話で石山地区保健センター(☎86-4450)へ

幼児のむし歯予防にフッ素塗布を!

会 場	期 日	受付時間
西保健所	毎月第1・4金曜日	午前9時
西地区保健センター	毎月 第1火曜日	～10時半
坂井輪地区保健センター	毎月 第3火曜日	

対象 1歳半～4歳未満
料金 300円
持ち物 母子手帳
申し込み 電話で、西保健所母子保健係(☎66-5171)、西地区保健センター(☎62-3405)、坂井輪地区保健センター(☎60-3255)へ。 ※2回目以降の方も次回予約月の前月にお申し込み下さい。

むし歯予防教室

月日	受付時間	内 容	対 象
第1回	5-10 午後1時～1時半	むし歯予防のはなし	1歳から2歳児までの保育担当者
第2回	5-15 午後1時～1時半	検診及び個人指導	講演を受講された方

※終了予定 午後3時半
会場 西保健所
定員 20人(先着順)
申し込み 5月9日までに電話で西保健所母子保健係(☎66-5171)へ

安産教室(2回で1コース)

内容 第1回目 映画(妊産婦体操)・安産体操および実習・妊娠による身体の変化について、ほか。第2回目 映画(生命創造)・お産についての知識ハーサル・家族計画について、ほか。
対象 55年8～9月分分娩予定の初産婦
持ち物 母子健康手帳・体操のできる服装

(東保健所会場)
日時 5月13日午前9時半～11時半
申し込み 電話で東保健所(☎41-4111)へ。先着30人、2回目は来所時に予約(北地区保健センター会場)

日時 5月27日午後1時～3時半
申し込み 電話で北地区保健センター(☎59-2721)へ。先着15人、2回目は来所時に予約。

遺 伝 相 談

日時 5月1・15日午後1時～2時半
会場 西保健所
相談員 新潟大学医師
定員 1回3人(個別相談)
申し込み 電話で西保健所母子保健係(☎66-5171)へ

調 理 師 試 験

試験期日 6月27日
受験資格 新制中学校卒業後2年以上調理実務経験のある方
願書受付 5月19日～23日 平日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～正午
提出書類 保健所に用意しております。
受付場所 住所地を管轄する保健所(東保健所指導普及係☎41-4111、西保健所指導普及係☎66-5171)